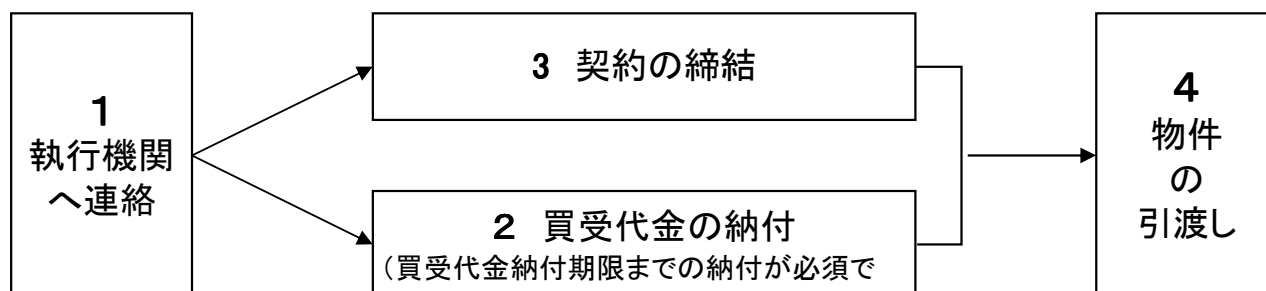


落札後の手続き（動産・自動車）

落札後の手続きの流れ



1 執行機関（市川三郷町）へご連絡ください

- ① 開札後、公有財産売却担当部署から落札者（最高価申込者）又はその代理人等にメールを送信し、その物件の「物件番号」、「整理番号」、「納付を要する金額」、「連絡先」などをお知らせします。
このメールは、必ず開いて確認してください。
※このメールは開札後、公有財産売却担当部署が落札者を確認した後に送信します。
入札されたYahoo! JAPAN ID でログインした物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合には、同じ画面で落札後連絡先を確認しご連絡ください。
- ② メールに記載された執行機関連絡先にご連絡ください。
公有財産売却担当職員に「物件番号」、「整理番号」、「住所」、「氏名」、「日中の連絡先」、「代金の納付方法」などを連絡してください。
売払代金の納付方法等今後の手続きについて、公有財産売却担当職員がご説明いたします。
- ③ 代理人に公有財産売却参加申し込みから落札後の手続きまでを委任している場合は、代理人が一連の落札後の手続きを行ってください。
なお、来庁の際には代理人の身分証明書の提示が必要となります。

2 契約の締結

市川三郷町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わし

- ① 必要に応じ、以下の書類を公有財産売却担当部署に提出してください。
※必要書類の提出先は、開札終了後に各公有財産売却担当部署が落札者又はその代理人等へ送信するメールにてご確認ください。
ア 公有財産売却担当部署が落札者又はその代理人等へ送信したメールをプリントアウトしたもの
イ 保管依頼書（買受代金納付時に物件の引渡しを受けない場合）
ウ 送付依頼書（送付による物件の引渡しを希望する場合）
※自動車の売払にかかる書類については市川三郷町の指示に従ってください。
- ② 必要書類は、郵送（郵送料は落札者の負担）若しくは直接公有財産売却担当部署に持参してください。
※必要書類の一部は市川三郷町ホームページの「インターネット公有財産売却様式」よりダウンロードすることがで

2 売払代金の納付

- ① 納付していただく金額

【落札価額－入札保証金額】

※メールには「納付を要する金額」として記載してありますのでご確認ください。

- ② 売払代金納付期限までに売払代金全額の納付を公有財産売却担当部署が確認できることが必要です。確認には3営業日以上かかる場合がありますので、お早めをお願いします。
- ③ 売払代金納付期限は、公有財産売却担当部署から送信するメール若しくは公有財産売却物件詳細画面でご確認ください。
- ④ 売払代金の納付方法は以下のとおりです。
 - ア 納付書による納付(ただし落札者が山梨県外の場合は銀行振込可能)
※振込手数料は、落札者の負担となります。
 - イ 現金書留の送付
※現金書留の郵送料等は落札者の負担となります。
 - ウ 現金の直接持参
※受付時間は、平日午前9時から午後2時までです。
- ⑤ 売払代金納付期限までに公有財産売却担当部署が売払代金の納付を確認できない場合、落札者は、その物件を買い受けることができなくなり、入札保証金は没収されます。

4 物件の引渡し

- ① 公有財産売却担当部署の案内にしたがい、物件の引渡を受けてください。
- ② 契約締結後、公有財産売却担当部署が買受代金の納付を確認をした後に引渡を受けることが可能となります。
- ③ 売払代金納付時に物件の引渡を受けない場合、「保管依頼書」を提出してください。なお、この場合別途保管料を負担していただくことがあります。
- ④ 送付による公有財産の引渡を希望される場合は、「送付依頼書」を提出してください。なお、送付に係る費用は落札者の負担となります。
また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産は送付による引渡はできない場合があります。あらかじめ物件詳細画面をご確認ください。
※送付先は本人宛に限ります。
- ⑤ 引渡し場所は、原則として、物件詳細画面の「保管場所」となります。
- ⑥ 詳細は、入札期間終了後にいただく電話等で説明します。